

# 平成29年度国民年金基金連合会事業計画

## 平成 29 年度国民年金基金連合会事業計画

国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）は、その設立目的を全うするため、国民年金基金制度（以下「基金制度」という。）及び個人型確定拠出年金制度の普及発展及びその円滑な実施を目指し、次に掲げる事業を適正かつ効率的に推進する。

### I 国民年金基金に関する事業

#### 1 中途脱退者に対する年金給付等の事業の推進

中途脱退者（国民年金基金（以下「基金」という。）の加入員資格を 60 歳になる前に喪失した者。ただし、15 年以上基金に加入していた者を除く。以下同じ。）について、年金給付等を確実にを行うため、次の取組を行う。

##### (1) 待期者に関する業務の管理

待期者（受給年齢前の中途脱退者）に対する次の業務を適切に行う。

- ① 待期者に対し、定期的（3 年ごと）に納付実績、受取予定年金額等の情報を提供するとともに、住所等の変更があった場合の手続きを促す。
- ② 待期者のうち転居等により住所不明となっている者に対し、日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行う。
- ③ 待期者のうち日本年金機構又は住民基本台帳ネットワークからの死亡情報の提供により死亡が判明した者の遺族に対し、遺族一時金（以下「一時金」という。）

の請求勧奨を行う。

#### (2) 中途脱退者等に対する年金等の支給

中途脱退者等に対し、正確かつ迅速に年金及び一時金の決定及び支給を行う。

#### (3) 年金未請求者に対する取組

年金未請求者（受給年齢に達した中途脱退者であって年金請求を行っていない者）に対し、年金支給を確実にするため、次の取組を行う。

- ① 年金の受給権が発生する月の前月に、年金請求案内を行う。
- ② 受給年齢到達後の年金請求が遅れている者に対し、再案内を定期的（6 月後、1 年後、それ以降は毎年 1 回）に行う。
- ③ 再案内を行った後も年金請求のない者に対し、文書、電話、訪問等により勧奨を行う。訪問については、基金との協力体制を構築する。
- ④ ホームページ、通知文書等において、住所等の変更や年金請求の手続きを呼びかける。
- ⑤ データベースの作成により年金未請求者の状況把握及び管理を行い、よりの確かつ効率的な事務処理を行う。

#### 2 加入推進業務の強化

基金制度の長期的な安定性や信頼性の一層の向上を図るため、新規加入員数 3 万人、増口・再加入を含めて 4 万ポイントの目標達成に向けて、基金と連合会が一体となって自家

募集、委託募集、広報（共同広報及び各基金広報）などの取組を総合的に推進する。

(1) 自家募集の推進

① 共同ダイレクトメール（以下「共同DM」という。）

や共同広報の活用による各基金の自家募集の推進

ア 共同DMについて、送付対象者の各抽出区分の有効活用、コールセンター事業の実施等により反応率や取込率の改善を図る。

イ 共同DMの効果を補完するテレビCMや新聞広告を実施する。

ウ ホームページ等インターネットを活用した広報を強化する。

② 募集業務の質的向上

基金の一般職員を対象として、加入推進支援業務を行うための研修を実施する（年1回）。

(2) 加入申出受理業務委託機関（以下「委託機関」という。）による加入の促進

① 全国的に業務を行う委託機関のヒアリング（年2回）等を実施し、募集活動の活性化を図る。

② 基金における委託機関の新規拡大及び既存委託機関との連携強化に向けた調整を行う。

(3) 加入推進業務を効果的に実施するための基金に対する支援・指導の推進等

① 基金の加入推進計画の策定支援

基金が新たに定める月次の加入推進事業計画の策定

に資するよう、計画に定める内容の整理等を行うことにより、基金を支援する。

② 募集結果等の分析に基づく改善方策の提案・全国統一的な活動提案等

加入推進に係る基金の取組について、取組内容を整理し、好事例について各基金に情報提供を行う。

③ 「国民年金基金加入勧奨管理システム」の開発・定着  
基金が加入推進活動を効率的に管理できるようにするとともに、個人情報への安全な管理を図るため、「国民年金基金加入勧奨管理システム」の開発を引き続き行うとともに、定着を図る。

④ 増口データの提供等

共同事務処理運営規程第7条に基づく増口勧奨用のデータの定期的な提供について、引き続き実施する。

また、高齢者・在外邦人任意加入制度の周知の徹底を図る。

⑤ 地域（ブロック）担当による基金支援・指導

地域（ブロック）担当を中心とした基金に対する加入推進業務の支援・指導を実施する。

⑥ 大規模地域型基金における加入推進支援

大規模地域型基金の加入推進を支援するため、各基金の加入推進体制及び活動等に関する調査を実施し、改善に資する情報提供等を行うとともに、連合会と各基金が一堂に会し意見交換等を行う。

⑦ 広報素材の提供

ア テレビCM、新聞広告、CMキャラクターフォトデータ等を基金に提供する。

イ インターネットを通じた広告宣伝強化のための広報素材の作成及び基金への提供について検討する。

ウ 「国民年金基金の広場」の無償提供

基金が、委託機関等関係機関との連携に活用できるよう、「国民年金基金の広場」を年4回発行し、無償で提供する。

⑧ 月報等を通じた情報提供の充実

加入推進に係る月報、年報等基金に適時適切な情報提供を実施する。

⑨ 事務費が逼迫している基金（小規模基金）への対応  
加入員数の減少等により事務費が逼迫している基金（小規模基金）について、その運営が円滑に行えるよう、所要の対応措置を講じる。

### 3 資産運用に関する事業の推進

基金の支払う年金及び一時金について一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業（給付確保事業及び共同運用事業）及び中途脱退事業等に係る積立金について、「積立金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、安全かつ効率的な運用を図る。

(1) 資産運用に関する事業の実施

資産運用に関する事業として、給付確保事業、共同運用

事業、中途脱退事業、財政調整事業及び年金財政安定事業を適切に実施する。

(2) 運用企画室の体制整備

リスク管理オフィサーを核としたリスク管理体制を構築し、リスク管理方法や情報開示の再構築を図る。

(3) 基本方針に定める業務の実施

連合会が支払義務を負う給付及び交付義務を負う交付金に係る積立金を将来にわたり確実に確保することを目的に、基本方針に定める以下の業務を適切に実施する。

① 運用受託機関に対する評価の実施

運用受託機関へのヒアリング（年4回）等により、運用受託機関の定量、定性評価を実施し、必要に応じ、運用受託機関構成に関する見直しを行う。

② リスク管理

長期運用、分散投資の考え方に則り、時価資産構成割合と基本ポートフォリオの乖離状況等を確認し、許容乖離幅を逸脱しないよう資産全体のリスク管理を行う。

また、平成29年度に導入するリスク管理ツールを運用企画室の主要システムとして位置づけ、リスク管理の高度化を図る。

③ その他

ア 資産運用委員会

外部の有識者から積立金運用に関する幅広い助言を受け、積立金運用の効率化を図る。（原則、年2回）

イ スチュワードシップコード

議決権行使結果のホームページ掲載等「スチュワードシップコード責任を果たすための基本方針」に基づき適切に行動する。加えて、平成 29 年度委託研究において、今後の取り組みを検討する。

#### ウ マイナス金利環境下での対応

日銀の金融政策によるマイナス金利環境下での、機動的な国内債券運用を行う。

また、オルタナティブ投資について、インカム収益の獲得を狙う不動産証券投資を開始すると共に、新たなオルタナティブ投資を開始するための委託形態の検討や委託先の選定を行う。

#### エ 資産運用に関する情報提供

総合企画委員会において、連合会に拠出金等の運用を委託している基金に対し、資産運用に関する情報提供を行う。

(4) 平成 28 年度に開始した 3 ヶ年計画の「次期基本ポートフォリオの導入に向けた現行ポートフォリオの検証および課題に関する研究」を平成 29 年度においても継続する。

#### (5) その他

##### ① 共同運用事業参加基金の資産移受管対応

平成 29 年 4 月に予定される、自主運用基金の共同運用事業への参加にあたり、資産移受管を円滑に行う。

##### ② 資産管理の一元化に伴う、資産移受管対応

各信託銀行に分散している資産管理業務を 1 行に集約

するため、資産移受管を円滑に行う。

##### ③ 自主運用基金連絡協議会

各自主運用基金との情報交換（原則、年 2 回）により、国民年金基金制度全体の運用の向上を図る。また、共同運用事業へ参加する基金も増加したことから、会議のあり方について検討する。

##### ④ 資産運用会計（仮称）の創設

現在、事業口ごとに行っている資産運用を「資産運用会計（仮称）」において一括運用するための実務について検討し結論を得る。併せて、基準委託割合による運用受託機関の管理方法の見直しを行う。

#### 4 基金が行う事業の健全な発展を図るための事業の推進

総合企画委員会、事業推進委員会、事務処理委員会等により基金との連携を図りつつ、以下の業務を実施する。

##### (1) 基金と共同して行う事務処理（共同事務処理事業）の推進

① 連合会に設置されたホストコンピュータと基金の端末装置をオンライン通信回線で結び事務処理を行う等、連合会と基金が共同で事務処理事業を行うことにより、基金の事務処理を効率的に行い、経費の軽減を図る。

② 事務処理の効率化、迅速化及び制度見直しへの適切な対応を図るため、国民年金基金システムについて、所要の改善を行う。

③ 年金振込に関する事務処理の共同化を推進する。また、

各基金の年金振込データを、連合会が一括して各基金名で金融機関へ提出することについて、未実施の金融機関と調整の上、順次実施する。

④ 基金現加入者、待期者及び年金未請求者に対し、それぞれに対応した定期的な情報提供を行う。

(2) 基金に対する情報提供・指導の充実

加入推進に関する業務、共同事務処理事業等について、各基金の円滑な事業実施に資するよう、各基金への支援・指導、情報提供を適時適切に実施する。

(3) 基金に関する広報及び情報の提供

第1号被保険者はもとより、基金に関わる様々な関係者が基金に関する理解を深めることができるよう、ホームページ等を通じた基金制度及び連合会業務に関する適切な広報並びに情報の提供を行う。

(4) 基金が行う事業等に関する調査及び研究

基金が的確な事業運営を行うことができるよう、基金が行う事業等に関する調査及び研究を行う。

① 「国民年金基金の概要」の作成

② 加入推進等に関する調査及び研究等

5 数理業務の遂行

基金及び連合会の年金財政に係る以下の数理業務を適切に実施する。

(1) 基金及び連合会の平成28年度決算書（年金財政関係部分）の作成

(2) 基金及び連合会の平成30年度予算書（年金財政関係部分）の作成

(3) 第6回財政再計算の準備

(4) 平成28年度版統計資料の作成（冊子の作成・配付、概要のみHP掲載）

(5) 制度改正への対応に必要な数理業務

(6) 年金財政システムの開発

6 制度改正への対応

基金の統合等に関する法律の成立を受け、連合会に設置した「改正法施行準備推進本部」、「改正法施行準備事務局」を中心に、平成31年4月の全国基金設立に向けての準備業務を行う。平成29年度においては、各基金が9月に行う「合併議決」に向けて、全国基金の所要の規程案の作成等を行う。併せて、各基金において合併議決に必要な財産目録、貸借対照表の作成等を支援するとともに、合併議決後においては、債権者催告や官報公示、加入員・受給者等に対する合併に係る周知等について支援を行う。

併せて、基金統合後の加入推進体制、広報、委託募集機関との契約見直しについての検討を行うとともに、新たに事務部門から加入勧奨業務に業務転換をする職員を対象に加入勧奨の実技を中心とした研修を実施する。

II 個人型確定拠出年金に関する事業

1 制度の実施機関としての業務の実施

個人型確定拠出年金（愛称「iDeCo（イデコ）」）の実施機関として、加入者の資格確認や掛金収納等の事務を的確に行う。特に、平成 29 年 1 月に施行された加入可能範囲の拡大については、厚生労働省、運営管理機関等と連携し、円滑に実施する。

また、平成 30 年 1 月から施行される拠出限度額の年単位化並びに改正法の公布の日から 2 年以内の政令で定める日から施行される小規模事業主掛金納付制度及びポータビリティの拡充の円滑な実施に向け、システムの改善を含む必要な準備を行うとともに、施行後は円滑に実施する。

## 2 iDeCo の啓発・広報

- (1) 加入希望者専用コールセンター（イデコダイヤル）を引き続き運営し、加入希望者からの照会に適切に対応する。
- (2) 加入希望者用サイト（イデコガイド）、iDeCo アプリ等を活用して、iDeCo のメリット、加入手続き等について効果的な情報提供を行うとともに、ポスター等を作成し、運営管理機関等に配付するなど、啓発・広報活動を推進する。
- (3) 確定拠出年金普及・推進協議会が行う iDeCo の認知度向上のための広報啓発活動に、その事務局として、積極的に協力する。
- (4) 企業年金関係者に iDeCo の理解を深めるため、研修会への講師派遣などを行う。

## 3 事務処理体制の強化等

- (1) 加入申出書等の入力等の事務については、加入可能範囲の拡大に伴い、入力件数が大幅に増加することから、委託業者の体制を増強したところであるが、引き続き業務量に応じた体制を整備する。
- (2) イデコダイヤルと並行して実施する加入者・運営管理機関等からの電話による相談及び照会については、大幅な件数の増加が見込まれることから、联合会内で行っているコールセンター業務を外部委託化し、効率的・効果的な体制整備を行う。
- (3) 確定拠出年金普及・推進協議会と連携して、制度の利便性の向上のための加入手続きの簡素化等の事務改善を推進する。

## 4 自動移換者に対する対策

企業型確定拠出年金の普及に伴い増加を続ける自動移換者に対応するため、必要な方策を講じる。

- (1) 自動移換者について、発生を未然防止し、減少させるため、企業型確定拠出年金実施者等を通じた加入等の手続きの勧奨を継続する。
- (2) 自動移換者への自動移換時及び年 1 回の通知を引き続き行い、手続きの勧奨を行う。  
なお、平成 29 年度の年 1 回の通知においては、加入可能範囲の拡大に関するお知らせを同封する。
- (3) 住所不明の自動移換者に対し、日本年金機構から住所情報の提供を受け住所変更の届出勧奨を行う。

(4) 死亡が判明した自動移換者の遺族に対する死亡一時金請求勸奨を行う。

#### 5 運営管理機関等との連携

加入者等への窓口対応、資産の管理運用や移換、加入記録管理等の諸業務を担う運営管理機関及び加入申出書等の入力等の事務を委託している業者に対し、実務上の留意点の周知や業務面の情報提供を行うとともに、事務取扱要領等の必要な改善を行い、密接な連携のもとでの業務の円滑な実施に努める。

### Ⅲ 連合会の運営管理に関する事業

#### 1 組織の運営管理

(1) 理事会、評議員会、個人型年金規約策定委員会、常務理事会会議及び各種委員会の開催

##### ① 理事会の開催

理事会を、4月（理事長選挙）、7月及び平成30年2月（評議員会の招集及び評議員会に提出する議案等審議）に開催する。

##### ② 評議員会の開催

評議員会を、4月（役員選出）、8月（平成28年度決算及び事業報告等審議）及び平成30年3月（平成30年度予算及び事業計画等審議）に開催する。

##### ③ 個人型年金規約策定委員会の開催

個人型年金規約策定委員会を、8月（平成28年度決算及び事業報告等審議）及び平成30年3月（平成30年度予算及び事業計画等審議）に開催する。

##### ④ 常務理事会議の開催

常務理事会議を、5月（基金制度の安定的な運営を図るための連合会の事業運営方針等の説明・協議）に開催するとともに、必要に応じ別途開催する。

##### ⑤ 各種委員会の開催

基金の運営の基本的方向や事業推進に関する事項及び事務処理体制や事務処理システムの開発事項の検討のため、連合会理事長の諮問機関である総合企画委員会、事業推進委員会及び事務処理委員会を開催する。

##### ⑥ 基金職員の研修

基金の新任常務理事及び事務長を対象に研修を実施する。（年1回）

(2) 予算の作成・適正執行

平成29年度予算実施計画を作成し、計画に則り適切に執行管理を行う。

また、平成30年度予算案を作成し、評議員会及び個人型年金規約策定委員会（以下「評議員会等」という。）の議決を経て、厚生労働大臣の認可を受ける。

(3) 経理、決算業務

規程及び会計原則に準拠して適切に経理処理を行う。また、平成28年度決算業務として、財務諸表及び業務報告書を作成し、評議員会等の議決を経て、厚生労働大臣の承

認を受ける。

#### (4) 定員、職員給与及び人事関係

##### ① 定員関係

平成 29 年度の定員を適正に管理するとともに、制度改正等に伴い業務量増となった場合は、職員の適切な補充を行う。また、欠員が生じた場合は速やかに補充を図る。

※ 平成 28 年度末の定員は役員 3 名、職員 34 名

##### ② 給与関係

国家公務員給与の見直しが行われた場合には、速やかに職員給与規程等の見直しを行う等必要な措置を講じる。また、職員の昇給等に当たっては、連合会職員の人事評価制度の評価結果に基づき適正に行う。

##### ③ 人事関係

長期的視野に立った事業運営、組織における経験の蓄積等を図る観点から、職員のプロパー化を引き続き推進する。また、職員の昇任等に当たっては、連合会職員の人事評価制度の評価結果に基づき適正に行う。

#### (5) 人材育成

##### ① 職員研修

職員の資質向上を図る観点から、職員の能力、役職等に応じ、計画的に職員研修を実施する。

##### ② 資格取得助成等

職員が連合会業務に関する国家資格、公的資格を取得するため、講座等を受講し又は国家資格等試験を受験し

た場合には、その費用を助成するとともに、一定の国家資格等を取得した場合には、資格取得奨励金を支給し、職員が自己啓発を図ることを支援・促進する。

#### (6) 規約及び諸規程の整備、見直し

連合会規約、個人型年金規約及び諸規程について、制度改正等により一部変更等が必要となった場合には、速やかに見直しを行う等必要な措置を講じる。

#### 2 内部統制及びコンプライアンスの充実・強化

外部監査法人、学監監事の指摘等を踏まえ、コンプライアンスを徹底するとともに、政府のサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示に基づき個人情報の管理の徹底を図る観点から、以下の対策を講じることとする。

##### (1) コンプライアンスの徹底

- ① 事務処理誤り等状況報告書の作成、報告を徹底する。
- ② 事務処理誤り等状況報告書の報告等を受け、内容分析、今後の対応策等の検討を行うための「リスク管理・コンプライアンス会議」を定例的に開催し、事務処理誤り等の内容を会員専用ホームページに掲載することで、各基金へのフィードバックを図る。

##### (2) 情報セキュリティ、個人情報の保護管理の徹底

- ① 情報セキュリティ体制の構築のため、政府統一基準に準拠した書面の策定、関係規程の見直し等諸規程等の整備及び運用の確保を図りながら、個人情報をはじめとする情報資産の管理の徹底を図る。
- ② 情報セキュリティ事故（インシデント）が発生した場

合の対処体制・連絡体制の手順等の整備に当たっては、事故を想定した訓練及びレビューを実施しつつ、その精度を高める取組みを行う。

③ 国の監査に準じた第三者による監査を実施するための所要の準備等を行う。

### (3) 監査（保証）の実施

公認会計士による年金経理等の監査（保証）を実施するとともに、平成 27 年度決算から、新たに業務経理等の監査（保証）を導入した。平成 28 年度決算より監査対象項目に決算附属資料を追加するなど、監査の充実を図る。

## 3 組織の新設（監査部門の設置）

業務、会計及びシステムセキュリティ全般に対する監査、助言等を行うための新たな組織として、監査部門を設置する。

## 4 災害対策及び電算システム一部移転・機器更新計画への対応

平成 29 年度に予定されている連合会の機器更新と併せ、災害対策（BCP）の一環として、電算システムのデータセンターへの一部移転を行う。